

# 監 査 報 告 書

社会福祉法人 鶴亀会  
理事長 長山省己 様

私達は、社会福祉事業法第38条の規定に基づき、社会福祉法人鶴亀会の平成30年度（自平成30年4月1日から至平成31年3月31日まで）における理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行い、その結果を次の通り報告します。

## 1. 監査の方法の概要


- (1) 業務監査のため、理事及びその業務執行部門からの業務の聴取、理事会議事録等の重要書類の閲覧、その他必要と認めた方法を用いて理事の業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査のため、令和1年5月15日理事長から提出された事業報告書、財産目録、貸借対照表（決算付属明細表を含む）及び収支計算書について、帳簿書類の閲覧及び照合、理事並びに関係部門からの報告の聴取、その他必要と認めた方法を用いて決算書類の正確性を調査しました。

## 2. 監査意見

- (1) 理事の業務執行は、法令及び、定款に従い、適法に行われており指摘すべき不正の事実はないと認めます。
- (2) 事業報告書は、真実であり、事業の経過その他、本会の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は正確であり、法令及び定款に従い、本会の財産の状況及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。

上記のとおり、ご報告致します。

令和 元 年 5 月 16 日

監 事 矢 元 博   
監 事 藤 田 尚 道 